



Q 電子証明書とは何ですか

A インターネットを通じたオンライン申請や届出を行う際、他人によるなりすましやデータ改ざんを防ぐために用いる本人確認手段です。マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。現在は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)など国や地方公共団体の様々な手続きに加え、総務大臣の認定を受けた民間事業者との手続きで利用されています(署名用電子証明書)。また、マイナンバーの付いた情報のやり取りを閲覧できるマイナポータルにログインしたり、健康保険証としての利用をしたり、証明書コンビニ交付サービスを利用するためにはこの電子証明書が必要です(利用者証明用電子証明書)。

Q 電子証明書の発行を希望しない場合でも暗証番号の設定は必ず必要ですか

A 署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の設定は任意です。しかし、住民基本台帳用と券面事項入力補助用の暗証番号は設定が必要です。 ※令和5年(2023年)10月1日現在

Q マイナンバーカードを申請した際、電子証明書を不要にしてしまいました。変更はできますか

A カード交付時にお伝えいただければ、電子証明書を発行することができます。受け取り時に職員にその旨をお伝えください。

Q 電子証明書の更新通知書が届きました。どのようにすればよいですか

A 更新の手続きは、市役所の窓口で行います。本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。

Q 電子証明書の更新期限を過ぎてしまった場合、どうすればよいですか

- A 更新期限を過ぎてもマイナンバーカードの有効期限までは手続きができます。無料で更新手続きができますので、本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。更新手数料は無料です。

Q 電子証明書の有効期限通知書を紛失した場合、どのようにすればよいですか

- A 有効期限通知書(更新通知書)がなくても手続きはできます。本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。



Q 電子証明書の更新は任意ですか

- A 任意ですが、マイナポータルや健康保険証としての利用、コンビニ交付サービスなどの電子証明書を利用したサービスが使えなくなります。ただし、本人確認書類やマイナンバー確認書類としてはマイナンバーカードの有効期限までは利用できます。

Q 電子証明書の有効期限が近づいたが、更新の通知書が届かない

- A 更新の通知書はおおむね有効期限の3ヶ月前に発送しています。通知書がなくても、有効期限まで3ヶ月を切っていて、本人がマイナンバーカードを市民課または田沼・葛生各行政センターに持参していただければ手続きができます。

※更新期日が過ぎていて、暗証番号を忘れてしまった場合でも本人がマイナンバーカードを持参していただければ手続きができます。

※郵便物の転送届を出している方、在留期限がある外国人の方などへは更新の通知書は送付されません。

Q 電子証明書の更新はオンラインでできますか

- A オンラインでは更新できません。電子証明書は、オンライン上の本人確認となるため、更新においては市民課または田沼・葛生各行政センターにお越しいただき手続きをお願いします。



Q 電子証明書の更新は代理人でもできますか

- A できます。
更新の通知書に同封されている「照会書兼回答書」に必要事項を記入し、同封している封筒に封入封かんのうえ、代理人に渡してください。来庁の際は、申請書本人のマイナンバーカード、封入封かんした封筒、有効期限通知書、代理人の本人確認書類（顔写真付きのもの）をお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。

Q 代理で更新手続きしたいが暗証番号がわからない

- A 暗証番号がわからない場合は、暗証番号を再設定するための必要書類を送付（転送不可）しなければなりません。まずは、代理でお越しになる方が申請者本人のマイナンバーカードと代理の方の顔写真付きの本人確認書類をお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。

